

2 制度の周知徹底と普及啓発について

(1) 牛の出生からとさつまでの生産・と畜段階（以下「生産・と畜段階」といいます。）については平成15年10月までの間に、と畜された枝肉から消費者への販売及び提供までの流通段階（以下「流通段階」といいます。）については平成15年度中に、関係者に対する制度の周知を可能な限り図ります。その後も状況に応じ、適宜周知徹底に努めます。具体的には、

- ① 本省では、全国的な関係者への説明会や中央団体等に対する説明会等を開催するとともに、資料を作成・配布します。
- ② 地方農政局では、管内の都道府県及び都道府県団体等に対する説明会等を開催します。
- ③ 地方農政事務所では、都道府県と協力して、都道府県内の関係者に対する説明会等を開催します。具体的には、地域の実情に応じ、地方農政事務所主催、地方農政事務所と都道府県共催での会議開催や、都道府県や農協等が開催する説明会への地方農政事務所職員の出席等を検討して下さい。

(2) また、平成15年10～11月には、管理者にかかる制度の趣旨及び各種届出の方法等について、地方農政事務所と都道府県が連携し、農協等と協力して周知徹底を図って下さい。